

令和5年5月8日

立川市立松中小学校
保護者の皆様

立川市教育委員会
教育長 栗原 寛
立川市立松中小学校
校長 佐藤 邦彦

令和5年5月8日以降の教育活動について

日頃より本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行するとされており、これまで3年余に及んだ感染症への対応に一つの節目を迎えることとなります。

5類感染症への移行後においては、従来の感染症対策を一律に講じるのではなく、感染状況が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を継続することが基本となります。その上で、感染流行時には、一時的に活動場面に応じた対策を講じることが考えられます。

そのため、立川市としても、令和5年5月8日以降の教育活動について、学校内での日常的な対応を継続するとともに、下記に示すとおりとさせていただきます。

なお、今後学校や地域における感染症の流行がみられる場合には、学校の実情に応じた措置をとることがありますが、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 学校の対応

- ・引き続き適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導を継続します。
- ・これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となります。
- ・地域や学校において感染が流行している場合の「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童・生徒等の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策をとりながら、教育活動を継続していきます。

2 感染が確認された場合

- ・お子様の感染が確認された場合には、まずは学校に連絡し、状況等をお伝えください。なお、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準として出席停止とします。また、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明や登校許可書等を提出する必要はありません。
- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなかったこととなるため、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合も、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていないお子様については、出席停止の対象とはなりません。

3 ご家庭へのお願い

- ・登校前の健康状態の確認等を引き続きお願いしますが、健康観察カード等の学校への提出は不要とします。
- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、登校せず、医療機関を受診するようにしてください。

【問い合わせ先】

立川市立松中小学校
副校長 川上 和司
連絡先 042-531-3821